

米原市スマートエコハウス普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素地域づくりを推進する観点から、家庭のエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広めるため、個人用の既存住宅における省エネ・創エネ設備の設置に対し、予算の範囲内で米原市スマートエコハウス普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、米原市補助金等交付規則（平成17年米原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 個人用住宅（別荘、店舗、事務所等との兼用住宅および集合住宅を含む。）をいう。ただし、賃貸住宅を除く。）
- (2) 既存住宅 住宅用太陽光発電システム、自立分散型エネルギーシステム等の省エネ・創エネ設備（以下「対象設備」という。）を設置する建物の建設工事期間と対象設備の設置工事期間が重なっていないものをいう。
- (3) 別荘 登記事項証明書において、建物の所有者が補助決定者またはその同居の家族であって、建物の種類が「居宅」であるものをいう。
- (4) HEMS 家庭で利用するエネルギーを節約することを目的とした管理システムで、電気設備、家電等と接続することにより、電気、ガス等の使用量をモニターで確認することや家電等を自動で制御する機能（省エネモードを含む。）を有しているものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの間において、既存住宅に二酸化炭素の排出の削減に効果がある別表に掲げる対象設備を設置したもので、その対象設備は同表の交付要件を満たし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 各種法令等に遵守したものであること。
- (2) 商用化され導入実績があるもので、中古設備でないこと。
- (3) 市内に本店または事務所機能を有する支店等を有する事業者が設置したものであること。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の設置に係る

経費とし、消費税および地方消費税は除くものとする。ただし、平成30年度以降にびわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金交付要綱（平成30年米原市告示第74号）に定める補助金の交付を受けて行った対象設備に係る経費は、この補助金の補助対象経費としない。

- 3 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。
- 4 補助金の交付は、補助対象者1人当たり1回限りとし、かつ、1件の補助対象事業に対して1回限りとする。
- 5 米原市気候非常事態宣言（令和5年3月28日）の趣旨に賛同し、自ら温室効果ガス排出量を削減する取組を率先して行うものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施するものであって、次のいずれにも該当するものとする。

- （1） 補助対象事業を実施した建物に自ら居住している者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項に規定する管理者および第47条第1項に規定する管理組合法人を含む。）であること。
- （2） 市税等を滞納していないこと。ただし、市税等の徴収猶予を受けている場合は除く。
- （3） 補助対象者およびその同居者が、米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スマートエコハウス普及促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる添付書類を添えて、対象設備の設置工事完了日から起算して30日を超えない日または令和6年2月17日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 対象設備設置に係る工事完了証明書（様式第2号）
- （2） 領収書等の対象設備設置に要した費用の支払いがわかる書類の写し
- （3） 対象設備の品名、品番等がわかる書類の写し
- （4） 別表に掲げる交付要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）の写し
- （5） 対象設備設置後の写真および家屋全体の写真
- （6） 振込先の金融機関名、口座番号、口座名義等がわかる通帳の写しまたはキャッシュカードの写し
- （7） 別荘の場合は、第1号から第6号までに掲げるもののほか、次に掲げる書類

- ア 建物の全部事項証明書
- (8) 集合住宅の場合は、第1号から第6号までに掲げるもののほか、次に掲げる書類
- ア 補助対象者が法人格を有する集合住宅の管理組合等の代表者である場合は、登記事項証明書、または法人格を有しない集合住宅の管理組合等の代表者である場合は、当該管理組合の代表者に選任されたことを証する書類（総会の議事録等）
 - イ 補助対象者が法人格を有しない集合住宅の管理組合等である場合は、収益事業から生じた所得がないことがわかる書類（決算書等）
 - ウ 集合住宅の管理組合等の規程等に基づき、対象設備を設置することが承認されたことがわかる書類の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 対象設備として住宅用太陽光発電システムを設置した場合は、前項に掲げる添付書類に加え、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 公益財団法人淡海環境保全財団が実施する、令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱（以下「財団要綱」という。）別紙1に定める重点対策加速化事業の住宅用太陽光発電システム（自家消費型）の補助金の交付決定を受けている場合は、同要綱第6条第1項に規定する財団補助金交付申請書の写しおよび第9条第1項に規定する補助金の交付決定および額の確定の写し
- (2) 財団要綱別紙1に定める重点対策加速化事業の住宅用太陽光発電システム（自家消費型）に該当しない場合は、次に掲げる書類
- ア 固定価格買取制度（FIT）に係る太陽光発電の事業計画認定書の写し
 - イ 電力受給契約書の写し
 - ウ 太陽光発電の出力対比表の写し
 - エ 太陽光発電設備調書（様式第3号）
 - オ パワーコンディショナのカatalog等の写し（品番、出力等がわかるもの）
 - カ 太陽光発電システムのみを対象設備とする場合は、次に掲げる書類
 - (ア) HEMSのカatalog等の写し
 - (イ) HEMSの領収書の写し（品名および品番ならびに販売店名および住所がわかるもの）
 - (ウ) HEMS設置後の写真
- 3 対象設備として高効率給湯器（エネファーム）または高効率給湯器（エネファーム以外）を設置した場合は、第1項に掲げる添付書類に加え、次の各号に掲げる書類を提出しなければ

ばならない。

(1) 財団要綱別紙1に定める重点対策加速化事業の高効率給湯器（エネファーム）または高効率給湯器（エネファーム以外）の補助金の交付決定を受けている場合は、同要綱第6条第1項に規定する財団補助金交付申請書の写しおよび第9条第1項に規定する補助金の交付決定および額の確定の写し

(2) 財団要綱別紙1に定める重点対策加速化事業の高効率給湯器（エネファーム）または高効率給湯器（エネファーム以外）に該当しない場合は、交換前の給湯器の機種がわかる書類の写し

4 対象設備として断熱設備（壁・窓等断熱改修）を設置した場合は、第1項に掲げる添付書類に加え、次の各号に掲げる添付書類を提出しなければならない。

(1) 財団要綱別紙1に定める重点対策加速化事業の断熱設備（壁・窓等断熱改修）の補助金の交付決定を受けている場合は、同要綱第6条第1項に規定する財団補助金交付申請書の写しおよび第9条第1項に規定する補助金の交付決定および額の確定の写し

(2) 財団要綱別紙1に定める重点対策加速化事業の断熱設備（壁・窓等断熱改修）に該当しない場合は、窓断熱設備調書（様式第4号）

5 蓄電池、V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）または太陽光発電システムと連携している対象設備を設置した場合は、第1項に掲げる添付書類に加え、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 配線図またはシステム構成図

(2) 既設太陽光パネルまたは発電量を示すモニターの写真

(交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果をスマートエコハウス普及促進補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第5号）またはスマートエコハウス普及促進補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(交付手続の特例)

第7条 補助金の交付手続については、規則第22条の2の規定により、規則第5条の交付申請および規則第18条の交付請求ならびに規則第8条の交付決定通知および規則第16条の額の確定通知を併合し、規則第15条の実績報告は省略するものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該補助金の交付を受け

て設置した対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(データ等の提供)

第9条 市長は、第1条の規定による目的に必要な範囲内において、補助決定者に対し、対象設備の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 補助決定者は、市長が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補助事業の公表)

第10条 市長は、補助事業に係る結果、効果等を公表することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用する。

(有効期限)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示の規定に基づき決定された補助金に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

（1）住宅用太陽光発電システム

補助金の額	4万円
交付要件	<p><u>ア 固定価格買取制度（F I T）の認定またはF I P（Feed in Premium）制度の認定を取得しない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団要綱別紙1に定める重点対策加速化事業の住宅用太陽光発電システム（自家消費型）の交付要件に該当すること。 <p><u>イ 固定価格買取制度（F I T）の事業計画認定を受ける場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。 ・設置と併せて、2万円以上のHEMS（※）を購入する、または他の対象設備を設置すること。 <p>※ HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む。）を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の対象設備からの更新は、補助対象外とする。

（2）高効率給湯器（エネファーム）

補助金の額	6万円
交付要件	<p><u>ア 従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られる場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団要綱別紙1に定める重点対策加速化事業の高効率給湯器（エネファーム）の交付要件に該当すること <p><u>イ 上記ア以外の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> （ア） 導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 （イ） 導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 （ウ） 停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※ 太陽光発電システムは、いずれも停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が登録した機器であること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率給湯器（エネファーム）からの更新でないこと。 ・同一の対象設備からの更新は、補助対象外とする。
--	--

(3) 高効率給湯器（エネファーム以外）

補助金の額	2万円
交付要件	<p><u>ア 従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られる場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団要綱別紙1に定める重点対策加速化事業の高効率給湯器（エネファーム以外）の交付要件に該当すること。 <p><u>イ 上記ア以外の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 (イ) 導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 (ウ) 停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※ 太陽光発電システムは、いずれも停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。 ・電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）の場合、年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること（JIS規格）。または、年間給湯効率が3.1以上であること（JRA規格）。 ・潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）の場合、給湯部熱効率が90%以上であること。 ・潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）の場合、連続給湯効率が90%以上であること。 ・ハイブリッド給湯器の場合、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。 ・高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）を含む。）からの更新でないこと。 ・同一の対象設備からの更新は、補助対象外とする。

(4) 蓄電池

補助金の額	5万円
交付要件	<p>ア <u>住宅用太陽光発電システムの固定価格買取制度（F I T）の認定またはF I P（Feed in Premium）制度の認定を取得しない場合で導入される設備の付帯設備である場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">・財団要綱別紙1に定める重点対策加速化事業の蓄電池の交付要件に該当すること。 <p>イ <u>上記ア以外の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">・以下のいずれかを満たすこと。<ul style="list-style-type: none">（ア）太陽光発電と併せて設置する。（イ）既設の太陽光発電を備えている。・太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの・JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1 kWh 以上かつ定格出力が500W 以上であるもの・同一の対象設備からの更新は、補助対象外とする。

(5) 断熱設備（壁・窓等断熱改修）

補助金の額	2万円
交付要件	<p>ア <u>高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）に該当する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">・財団要綱別紙1に定める重点対策加速化事業の断熱設備（壁・窓等断熱改修）の交付要件に該当すること。 <p>イ <u>上記ア以外の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">・窓断熱設備設置の際の工法は、ガラス交換、内窓設置または外窓交換のいずれかとする。・設備を設置する開口部の総面積が8 m²以上かつ施工後の開口部熱貫流率が3.49W/m² K 以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品

	<p>を設置する場合は、原則、別に定める判断基準によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の対象設備からの更新は、補助対象外とする。
--	--

(6) V2H (ヴィークル・トゥ・ホーム)

補助金の額	4万円
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。 ・以下のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 太陽光発電と併せて設置する。 (イ) 既設の太陽光発電を備えている。 ・同一の対象設備からの更新は、補助対象外とする。

(7) 太陽熱利用システム

補助金の額	2万円
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 (イ) 導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 (ウ) 停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※ 太陽光発電システムは、いずれも停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。 ・JIS規格に準拠しているもの、または一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品 (BL 部品) に認定された機器であること。 ・同一の対象設備からの更新は、補助対象外とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

米原市長様

（住民票と同じ表記にしてください）

住所〒

（フリガナ）

申請者氏名 ㊟

【管理組合等の場合は、団体名、役職、代表者名を記載してください。】

連絡先

（電話番号）

（FAX番号）

（E-mail）

【電話番号は、平日昼間に連絡が取れる番号を記載してください。】

米原市スマートエコハウス普及促進補助金交付申請書兼請求書

標記補助金の交付を受けたいので、米原市スマートエコハウス普及促進補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

私は、米原市が補助金の交付の可否を審査するため、住民基本台帳および市税等に関する公簿を閲覧することについて同意します。

1. 要件申請項目

要件に該当するかチェックしてください。（申請には全てに該当することが必要です。）

- | |
|--|
| <p><input type="checkbox"/> 米原市気候非常事態宣言の趣旨に賛同し、自ら温室効果ガス排出量を削減する取組を行います。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施した建物は、米原市内に所在する住宅で、住居または別荘として居住しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施した住宅は、賃貸住宅ではありません。</p> |
|--|

- 交付要件を満たす対象設備を、個人用の既存住宅に設置しました。
- 対象設備の設置およびHEMSの購入は、令和5年4月1日以後に実施し、令和6年1月31日までに完了しました。
- 対象設備を設置した施工者は、市内事業者です。
- HEMSの購入店は、市内販売店です。【 非該当者はチェック不要 】
- 申請する対象設備は、平成30年度以降に「びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金」の交付を受けて行った対象設備ではありません。
- 市税等に滞納はありません。
- 私は、暴力団員、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 交付要件等の内容を確認し、米原市スマートエコハウス普及促進事業補助金交付要綱の内容を了解し、当補助金交付申請書等の提出書類一式について責任を持ち、虚偽または不正な記入は一切ありません。

2. 対象設備の設置場所

▼住民票と同じ表記にしてください。(別荘の場合は登記事項証明書と同じ表記にしてください)

滋賀県米原市_____

該当する場合は、チェックしてください。

- 別荘（住民票の住所と違う住所に設置）
- 店舗、事務所等との兼用住宅
- 集合住宅

3. 補助対象とする対象設備の内容

補助対象とする対象設備にチェックしてください。

- 住宅用太陽光発電システム
(公称最大出力_____kW)【小数第2位まで記載してください。】
- 高効率給湯器（エネファーム）
- 高効率給湯器（エネファーム以外）
 - 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）
 - 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
 - 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）

<input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 断熱設備 <input type="checkbox"/> V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム） <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム

4. 対象設備設置経費（補助対象経費）

設備の種類	設置経費
① _____	_____円
② _____	_____円
③ _____	_____円
	合計 _____円

※消費税および地方消費税は、対象設備設置経費から除いてください。

※対象設備本体費用および設置工事費用の合計額を記入してください。

※複数の対象設備を設置した場合は、それぞれについて記入してください。

5. 対象設備の設置工事

対象設備 設置工事 期間	対象設備の種類	工事着工日	工事完了日
	① _____	令和__年__月__日	令和__年__月__日
	② _____	令和__年__月__日	令和__年__月__日
	③ _____	令和__年__月__日	令和__年__月__日

※ 複数の対象設備を設置した場合は、それぞれについて記入してください。

対象設備 設置工事 の施工者	施工者名	施工者住所
	① _____	_____
	② _____	_____
	③ _____	_____

※複数の対象設備を設置した場合は、それぞれについて記入してください。

※上記の欄と同じ番号の欄に記入してください。

※ 対象設備の工事着工日は、いずれも令和5年4月1日以後であること。

※ 対象設備の工事完了日は、いずれも令和6年月1月31日以前であること。

6. 補助金交付申請・請求額

<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム	40,000 円
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器（エネファーム）	60,000 円
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器（エネファーム以外）	20,000 円
<input type="checkbox"/> 蓄電池	50,000 円
<input type="checkbox"/> 断熱設備	20,000 円
<input type="checkbox"/> V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）	40,000 円
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	20,000 円
合計	円

7. 振込先

金融機関名	
本支店名	
預貯金種類	
本人口座番号	
本人口座名義	（※カタカナで記入）

※ ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載（通帳見開きページの下部に記載）してください。

8. 関係書類

工事完了証明書

申請者の対象設備設置工事について、下記のとおり工事を行ったことを証明します。

年 月 日

工事施工者

事業者名

代表者

印

所在地

電話

記

申請者名		
対象設備の種類 ※対象設備ごとに作成してください。		
対象設備の設置住所		
対象設備の工事期間	着工日	完了日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ※太陽光発電システムの設置の場合、電力会社と太陽光発電の電力受給を開始した日または設置工事が完了した日のいずれか遅い方を記載してください。
高効率給湯器設置の場合 ※交換前の給湯器の機種がわかる書類を添付してください。	交換前の給湯器について（該当するものにチェックしてください。） メーカー名 _____ 型式 _____ <input type="checkbox"/> 電気温水器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 都市ガス給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> LPガス給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 石油給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 高効率給湯器（エネファーム） <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等） <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール） <input type="checkbox"/> ガスエンジン給湯器（エコウィル） <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器 <input type="checkbox"/> 既設給湯器にエネファームを連結 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

様式第3号（第5条関係）

太陽光発電設備調書

新設・既設それぞれの設備について、表を分けて記載してください。

（パワーコンディショナが複数台ある場合は、パワーコンディショナごとに表を分け、太陽電池モジュールの接続状況を記載してください。）

申請者氏名

〔 新設 ・ 既設 〕

パワーコンディショナ1		製造者		製品型式		定格出力	
						kW	
太陽電池モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計	
	1			W	枚	W	
	2			W	枚	W	
	3			W	枚	W	
	4			W	枚	W	
	5			W	枚	W	
	6			W	枚	W	
						合計	W

〔 新設 ・ 既設 〕

パワーコンディショナ2		製造者		製品型式		定格出力	
						kW	
太陽電池モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計	
	1			W	枚	W	
	2			W	枚	W	
	3			W	枚	W	
	4			W	枚	W	
	5			W	枚	W	
	6			W	枚	W	
						合計	W

窓断熱設備調書

1 窓断熱設備施工面積

番号	設置工法	窓断熱設備の仕様※1	製造者	製品番号	1枚当たりの面積	枚数	同一仕様ごとの面積
①	<input type="checkbox"/> ガラス交換 <input type="checkbox"/> 窓（外窓）交換 <input type="checkbox"/> 内窓設置				m ²	枚	m ²
②	<input type="checkbox"/> ガラス交換 <input type="checkbox"/> 窓（外窓）交換 <input type="checkbox"/> 内窓設置				m ²	枚	m ²
③	<input type="checkbox"/> ガラス交換 <input type="checkbox"/> 窓（外窓）交換 <input type="checkbox"/> 内窓設置				m ²	枚	m ²
④	<input type="checkbox"/> ガラス交換 <input type="checkbox"/> 窓（外窓）交換 <input type="checkbox"/> 内窓設置				m ²	枚	m ²
総面積							m ²

※1 内窓以外の工法の場合のみ、下記「2」および「3」から該当の番号を記載してください。

2 主な窓断熱設備の仕様と熱貫流率

番号	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 (W/m ² K)
			ガス(※1)の封入	中空層の厚さ(mm)	
1	木製又はプラスチック製であるもの	2枚以上のガラスの表面に低放射膜を使用した低放射三層複層ガラス	されている	7以上	1.60
2		低放射三層複層ガラス	されている	6以上	1.70
3			されていない	9以上	1.70
4		低放射複層ガラス	されている	12以上	1.90
5				8以上12未満	2.33
6			されていない	4以上8未満	2.91
7				10以上	2.33
8		遮熱複層ガラス/複層ガラス	-	5以上10未満	2.91
9				10以上	2.91
10			6以上10未満	3.49	
11		単板ガラス	-	-	6.51
12	木又はプラスチックと 金属の複合材料製であるもの	低放射複層ガラス	されている	16以上	2.15
13				8以上16未満	2.33
14		されていない	4以上8未満	10以上	2.33
15				5以上10未満	3.49
16		遮熱複層ガラス/複層ガラス	-	10以上	3.49
17				6以上10未満	4.07
18	金属製遮断構造であるもの	低放射複層ガラス	されている	8以上	2.91
19				4以上8未満	3.49
20		されていない	10以上	6以上10未満	2.91
21				6以上10未満	3.49
22		遮熱複層ガラス/複層ガラス	-	10以上	3.49
23	6以上10未満	4.07			
24	金属製であるもの	低放射複層ガラス	されている	8以上	3.49
25				4以上8未満	4.07
26		されていない	10以上	5以上10未満	3.49
27				5以上10未満	4.07
28		遮熱複層ガラス/複層ガラス	-	10以上	4.07
29				4以上10未満	4.65
30		単板ガラスを2枚組み合わせたもの	-	(ガラスの内法間隔) 12以上	4.07
31	(ガラスの内法間隔) 6以上12未満			4.65	
32	単板ガラス	-	-	6.51	
33	単板ガラス	-	-	6.51	

3 その他の窓断熱の仕様と熱貫流率

上記以外の使用の場合に記入してください。

併せて、製品の仕様および熱貫流率が証明できる書類を添付してください。

番号	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の 熱貫流率 (W/m ² K)
			ガスの封入 ※2	中空層の厚さ (mm)	
34					
35					
36					
37					


※2 「ガス」とは、アルゴンまたは熱伝導率がこれと同等以下のものをいいます。

※3 「単板ガラスを2枚組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとします。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

米 原 市 長 

米原市スマートエコハウス普及促進補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付で交付申請のありました米原市スマートエコハウス普及促進補助金については、米原市スマートエコハウス普及促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定し、補助金の額を確定したので、通知します。


記

交付決定額・確定額 金 _____ 円

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

米 原 市 長 

米原市スマートエコハウス普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました米原市スマートエコハウス普及促進補助金については、米原市スマートエコハウス普及促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記の理由により交付しないことに決定したので、通知します。

記

不交付とした理由